

若 医 発 第 223 号

令 和 3 年 10 月 15 日

会 員 各 位

若 松 区 医 師 会

会 長 古 賀 雅 之

北九州市子ども医療費支給制度等の改正について

標記の件につきまして、北九州市子ども家庭局より市医師会を通じて通知がございましたので、お知らせ致します。

さて、令和3年1月28日付若医発第348号にてお知らせ致しましたとおり、北九州市においては、令和4年1月より下記のとおり、子ども医療費支給制度等の改正が行われます。

つきましては、貴医療機関におかれましても本件についてご留意下さいますようお願い致します。

記

1 子ども医療費支給制度の改正内容

(1) 助成対象

通院医療費及び入院医療費の助成対象を、現在の中学校3年生から「18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」に拡充します。

※高等学校等に在籍していなくても助成対象となります。

(2) 自己負担

新たに助成対象となる16歳から18歳の通院医療費の自己負担金額は、1医療機関につき1月あたり「1,600円まで」です。入院医療費は「無料」です。調剤薬局の自己負担額は「ありません」。

2 その他制度の改正内容

(1) ひとり親家庭等医療費支給制度

新たに入院医療費が「18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」の子どもも無料になります。

(2) 重度障害者医療費支給制度

新たに精神障害者保健福祉手帳1級の人の子どもの精神病床への入院医療費が「18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」も無料になります。

3 改正期日

令和4年1月1日